

# 6. 指導監査について

## 1 指導監査の種類

---

### (1) 集団指導

指定事務の制度説明、改正された場合の介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解の促進、介護報酬請求に係る過誤・不正防止の観点から適正な請求事務指導など制度管理の適正化を図るため、介護サービス事業者等に対して実施します。

### (2) 運営指導

政策上の重要課題である「サービスの質の向上」「尊厳の保持」「高齢者虐待防止法の趣旨」、適正な介護報酬請求等を踏まえ、介護サービス事業者等の所在地において関係書類を基に行います。

なお、運営指導の際に著しい運営基準違反が認められ、利用者に生命の危機がある場合、または報酬請求指導の際に不正が確認され、著しく悪質な請求と認められる場合には監査へ変更します。

### (3) 監査

人員、設備及び運営基準等が指定基準違反であると認められる場合、またはその疑いがあると認められる場合に行います。

## 2 指定の取消

---

広域連合長は、居宅介護支援、地域密着型（介護予防）サービス、介護予防支援、介護予防・日常生活支援総合事業を提供する指定事業者が、以下の事由等に該当する場合、指定の取消しを行うことができます。

- 人員・運営・設備基準を満たすことができなくなったとき
- 介護報酬の不正請求があったとき
- 広域連合長の報告命令に従わず、または虚偽の報告をしたとき
- 監査時に虚偽の答弁をし、または監査に応じないとき
- 不正の手段により指定を受けたとき
- 利用者の人格を尊重し、忠実に職務を遂行する義務に違反したとき
- 介護保険法その他国民の保健医療もしくは福祉に関する法律や政令で定めるものまたはこれらの法律に基づく命令もしくは処分に違反したとき
- 労働基準法等労働関係法規に違反して罰金刑に処せられたとき

### 3 運営指導における主な指導内容

過去の指示事項や留意すべき事項を掲載しています。

※サービス種別等の凡例はP53をご参照ください。

#### (1) 人員に関すること

指示事項	サービス種別・根拠法令
従業員の資格が証明できるものを事業所内に整備すること。 (姓の変更があった従業員については、新姓の記載がある資格証または戸籍抄本の写し等の姓の変更がわかる書類を整備すること。)	A:④29条、B:⑤36条、 C:⑤60条、D:⑤87条、 E:⑤107条、F:⑤128条、 G:⑤156条、H:⑥28条 I, J:⑦41条
辞令等により従業員の勤務の体制(勤務内容及び勤務場所等)を明確にすること。	A:④19条 B, C, D:⑤30条、 E:⑤103条、F:⑤126条 G:⑤149条、 H:⑥18条 I:⑦31条、J:⑦57条の2
従業員(退職後も含む)が利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じること。	A:④23条 B, C, D, E, F:⑤3条の33 G:⑤153条、H:⑥22条 I, J:⑦34条

#### (2) 契約・重要事項に関すること

指示事項	サービス種別・根拠法令
個人情報使用の同意は家族からも文書で得ておくこと。	A:④23条 B, C, D, E, F:⑤3条の33 G:⑤153条、H:⑥22条 I, J:⑦34条
契約日、同意日が空欄となっているものは、漏れなく記載しておくこと。	A:④4条 B, C, D, E, G:⑤3条の7 F:⑤113条 H:⑥4条 I, J:⑦16条

重要事項説明書に、第三者評価の実施状況を記載すること。	B, C, D, E, G:⑤3条の7 F:⑤113条 I, J:⑦16条
サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用者は複数のサービス事業者等の紹介を求めることや、計画原案に位置付けたサービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であることについて、文書により説明し署名を得ること。	A:④4条 H:⑥4条
サービス提供の開始に際し、あらかじめ、前6月間に当該指定事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護等がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅介護支援事業者等によって提供されたものが占める割合を文書により説明し署名を得ること。	A:④4条
日常生活費、教養娯楽費は、利用者等の希望を確認することなく全利用者に画一的に徴収することは認められないので留意すること。	B, C, D, G, J:⑪

### (3) サービス計画・記録等に関すること

指示事項	サービス種別・根拠法令
サービス提供の記録（提供日、具体的なサービス内容、利用者の心身の状況等）を充実させること。	B, C, D:⑤3条の18 E:⑤95条、F:⑤116条 G:⑤135条、I, J:⑦23条
新たなサービス計画は、モニタリング及びアセスメント結果に基づき作成すること。	A:④13条、B:⑤27条 C:⑤52条、D:⑤74・77条 E:⑤98条、F:⑤119条 G:⑤138条、H:⑥30条 I:⑦44条、J:⑦62条
アセスメントを適宜適切に行うこと。	A:④13条、B:⑤27条 C:⑤52条、D:⑤74・77条 E:⑤98条、F:⑤119条 G:⑤138条、H:⑥30条 I:⑦44条、J:⑦62条

利用者に関する記録は、完結の日から5年間保存すること。	A:⑧2条 B, C, D, E, F, G:⑨2条 H:⑩2条、I, J:⑦41条
福祉用具貸与を計画に位置付ける場合には、その利用の妥当性を検討し、当該計画に貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して貸与を受ける必要性について検証すること。 また、継続して貸与を受ける必要がある場合にはその理由を計画に記載すること。	A:④13条 H:⑥30条
利用者が医療サービスを希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治医等の意見を求めること。 また、医療サービスを計画に位置付けた場合には、作成した計画を主治医に交付すること。	A:④13条 H:⑥30条
「軽微な変更」とした根拠や判断を支援経過に記録すること。	A, H:⑫⑬
地域密着型通所介護（介護予防通所介護相当サービス）計画の作成者は管理者であることに留意すること。	B:⑤27条 J:⑦62条
計画期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を記録し、介護予防支援事業者等に報告すること。	I:⑦44条 J:⑦62条
介護予防サービス事業者等に対して、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取すること。	H:⑥30条

#### (4) 身体拘束に関すること

指示事項	サービス種別・根拠法令
緊急やむを得ず身体拘束を実施するに当たっては、三要件（切迫性・非代替性・一時性）の検証にかかるカンファレンスの記録を残すこと。	C, E, F, G:⑭
身体拘束を行う場合、定期的にカンファレンスを開催し、経過観察・再検討内容を記録すること。	C, E, F, G:⑭
身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、心身の状況並びにやむを得ない理由を記録すること。	C:⑤73条, ⑭ E:⑤97条, ⑭ F:⑤118条, ⑭ G:⑤137・162条, ⑭

身体拘束等の適正化のための指針に必要な項目を盛り込むこと。	E:⑤97条 F:⑤118条 G:⑤137・162条
身体拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施し、その内容を記録すること。	E:⑤97条 F:⑤118条 G:⑤137・162条

## (5) 報酬の算定・加算に関すること

指示事項	サービス種別・根拠法令
処遇改善加算の算定に当たっては、処遇改善計画書及びそれに基づく賃金改善計画（基本給・一時金の別、支給時期等）、キャリアパス要件、職場環境等要件を全ての介護職員に周知することが前提であることに留意すること。 《居宅介護支援・介護予防支援を除く》	⑮
加算の算定要件を満たさなくなった場合には、速やかに取下げ又は下位区分への変更の届出を行うこと。	⑯第一の5, ⑰第一の5
サービス提供体制強化加算の算定に当たっては、必要な職員割合を満たしていることを確認し、毎年度記録すること。	B:⑱五十一の八 C:⑱五十二、D:⑱五十七 E:⑱五十九、F:⑱六十 G:⑱七十二
個別機能訓練加算の算定に当たっては、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で計画を作成すること。また、3月に1回以上、利用者の居宅を訪問し、生活状況の確認を行い、個別機能訓練の実施状況や効果等について説明し記録すること。	B:⑱五十一の四
個別機能訓練加算の算定に当たっては、多職種の者が共同して計画を作成するものであることに留意すること。	B:⑱五十一の四 C:⑲別表3の注8 F:⑲別表6の注6 G:⑲別表7の注12
入浴介助加算(Ⅱ)の算定に当たっては、医師等が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室環境を評価する必要があることに留意すること。	B, C:⑲十四の三

<p>看取り介護加算（看取り連携体制加算）の算定に当たっては、医師が回復の見込みがないと診断した記録を明確に残すこと。</p>	<p>D:⑰第2の5(10), ⑳三十九 E:⑰第2の6(7), ⑳四十 F:⑰第2の7(14), ⑳四十二 G:⑰第2の8(30), ⑳四十八</p>
<p>運動器機能向上加算の算定に当たっては、運動機能向上計画に定める期間終了後に、利用者ごとに、長期目標の達成度及び運動器機能の状況について、事後アセスメントを実施し、その結果を地域包括支援センター等に報告すること。</p>	<p>J:㉑第2の3(3)</p>

## (5) その他運営に関すること

指示事項	サービス種別・根拠法令
<p>変更届は変更後10日以内に提出すること。</p>	<p>A:①82条 B, C, D, E, F, G: ①78条の5 H:①115条の25 I, J:⑦72条</p>
<p>届出を行っている営業日（その他変更が必要な事項）と運営の実態が異なっているので、変更届を行うなどして実態に合うよう改めること。</p>	<p>A:①82条 B, C, D, E, F, G: ①78条の5 H:①115条の25 I, J:⑦72条</p>
<p>ハラスメント防止に向けた措置を講じること。（方針等の明確化とその周知、相談窓口の設置とその周知）</p>	<p>A:④19条 B, C, D:⑤30条、 E:⑤103条、F:⑤126条 G:⑤149条、 H:⑥18条 I:⑦31条、J:⑦57条の2</p>

<p>事故発生時には、遅くとも5日以内に知多北部広域連合及び関係市町村に報告すること。</p>	<p>A:④27条, ㉔  B, C:⑤35条, ㉔  D, E, F:⑤3条の38, ㉔  G:⑤155条, ㉔  H:⑥26条, ㉔  I, J:⑦39条, ㉔</p>
<p>非常災害計画には、火災、風水害及び地震等の災害への対処について盛り込むこと。</p>	<p>B, C, F, G:⑤32条  D, E:⑤82条の2  J:⑦59条</p>
<p>入居者の被保険者証に、入居（退居）の年月日、施設の種類及び名称を記載すること。</p>	<p>E:⑤95条  F:⑤116条  G:⑤135条</p>
<p>入居者が居宅において日常生活を営むことができるか、多職種で定期的に協議及び検討すること。</p>	<p>G:⑤134条</p>

## ■ サービス種別凡例

A	居宅介護支援	F	地域密着型特定施設
B	地域密着型通所介護	G	地域密着型介護老人福祉施設
C	(介護予防)認知症対応型通所介護	H	介護予防支援
D	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	I	介護予防訪問介護相当サービス
E	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	J	介護予防通所介護相当サービス

## ■ 法令一覧

①	介護保険法
②	介護保険法施行令
③	介護保険法施行規則
④	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
⑤	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
⑥	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
⑦	知多北部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則
⑧	知多北部広域連合指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
⑨	知多北部広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
⑩	知多北部広域連合指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
⑪	通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて
⑫	居宅介護支援等に係る書類・事務手続や業務負担等の取扱いについて
⑬	介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について
⑭	身体拘束ゼロの手引き
⑮	介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について
⑯	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
⑰	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
⑱	厚生労働大臣が定める基準
⑲	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準
⑳	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等
㉑	介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について
㉒	介護保険サービス事業者における事故発生時の報告の取扱い（標準例）